

## 京葉銀カード会員規約 改定箇所

(2026年4月改定)

改定前	改定後
<p><b>第21条（期限の利益の喪失）</b></p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号<u>または</u>第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p><b>第22条（会員資格の取消）</b></p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場</p>	<p><b>第21条（期限の利益の喪失）</b></p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号・<u>第9号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号、<u>第8号</u><u>または</u><u>第9号</u>の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p><b>第22条（会員資格の取消）</b></p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号、<u>第8号</u><u>または</u><u>第9号</u>の事由に該</p>

合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

### 第30条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）

2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

### 第30条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）

2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、前項の支払い方法に係る債務を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

改定前	<繰上返済の可否および方法>				
		リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス
	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料は負担いただきます）	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	

改定後	<繰上返済の可否および方法>							
		1回払い	2回払い	ボーナス一括払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス
	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	×	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	＝	＝	＝	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料は負担いただきます）	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ (全額返済のみ可)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ (全額返済のみ可)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	